

## 中央滅菌材料室業務作業基準

### 第1 業務の実施方法等

1 鉗子、ピンセット、注射筒等の医療機器及び医学的処置又は手術の際に医師、看護師等が用いる手術衣、手術の清潔を確保するために用いる布等の繊維製品（以下「医療用器材」という。）等は、手術室で使用する手術器材とその他の部署で使用する一般器材に大別され、業務の実施方法が若干異なる部分があるので注意すること。また、各部署で共通して使用する医療用器材等は原則として定数化（以下「定数物品」という。）し、各部署固有の医療用器材又は使用頻度の少ない医療用器材等は、各部署の管理（以下「依頼物品」という。）とすること。

2 滅菌消毒業務の作業工程は、次の順序とする。

- (1) 既滅菌室に在庫のある医療用器材等
  - (ア) 伝票等の回収、運搬（供給）
  - (イ) 運搬（回収）、仕分、消毒、洗浄、包装（検査、組立を含む）、滅菌、保管
- (2) 既滅菌室に在庫のない医療用器材等
  - 運搬（回収）、仕分、消毒、洗浄、包装（検査、組立を含む）、滅菌、運搬（供給）

3 業務の日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（祝祭日及び年末年始を除く）

業務時間	
午前8時15分から午後9時まで	
一般器材	午前8時15分から午後5時15分まで
手術器材	午前8時15分から午後9時まで (午後7時30分以降に手術が終了した手術器材の滅菌消毒業務は手術室の看護師が行うものとする。)

- (2) 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始で次の区分に該当する日

区 分	業務時間
年末年始、ゴールデンウィーク等4連休以上となる期間中の委託者が指定する日	午前8時15分から所定の業務終了まで
3連休の初日	午前8時30分から所定の業務終了まで (目安は午後2時頃まで)

4 一般器材の運搬（回収）は、次のとおり行うこと。

- (1) 使用済みの医療用器材等（以下「使用済器材」という。）の回収作業に従事する者は、ディスプレイの手袋、帽子など適切な防護用具を着用すること。
- (2) 使用済器材による院内感染の防止及び医療用器材等の紛失を防止するため、各部署から回収した運搬容器を密閉式の運搬カートに入れて運搬すること。
- (3) 回収用の運搬容器及び密閉式の運搬カートは、専用のもを用いること。
- (4) 回収時は、清潔な回収用運搬容器を持参し、汚物室にある使用済器材が入った回収用運搬容

器と交換すること。

- (5) 回収時は、滅菌物定数交換伝票及び依頼滅菌伝票に記載された員数と使用済器材の員数を従事者二人で照合し、使用済器材と一緒に滅菌物定数交換伝票及び依頼滅菌伝票を回収すること。臨時請求伝票がある場合は、あわせて回収すること。
- (6) 感染症患者に使用した医療用器材等は、他のものとは別にしてビニール袋に入れてあるので、そのまま回収すること。
- (7) 手術衣、その他の布製品等は、洗濯室の受託職員が回収する。但し、感染性リネンは各部署がベッドセンターへ持ちこむものとする。
- (8) 使用済器材の回収は次により行うこと。

回収開始時間	回 収 部 署
午前 8 時 3 0 分	7 階病棟から 3 階病棟、急患室、血管撮影造影室、集中治療室、救命救急センター、周産期センター、新周産期センター
午前 1 0 時	内視鏡室、放射線操作ホール、産科 B、周産期外来
午後 2 時	外来、中央処置室、血管撮影造影室、集中治療室、救命救急センター、透析センター、放射線操作ホール、緩和ケア病棟

5 手術室の使用済器材は、手術室の看護師がエレベーターで中央滅菌材料室に直接持ち込むので、回収作業は必要ないものとするが、中央滅菌材料室に持ち込む前に手術室の看護師が行う、使用済器材の員数の確認に立ち会うこと。手術器材は、手術室の看護師が所定のセット内容を記載した用紙（以下「手術器材セット表」という。）とともに持参してくるので、受け取ること。ただし、滅菌バッグに入っている手術器材は、滅菌バッグに器材名等が記入されているか、若しくは、器材名を記した金属製プレートが滅菌バッグに入っているため、手術器材セット表が添付されていないので注意すること。

6 一般器材及び手術器材の仕分、消毒及び洗浄は、次のとおり行うこと。

- (1) 使用済器材を仕分する作業に従事する者は、ディスポーザブルの手袋、マスク、帽子及びエプロンなど適切な防護用具を着用するなど、医療用器材等からの感染に十分に注意すること。特に、感染症の患者に使用した医療用器材等を仕分する場合は、上記に加えてディスポーザブルのゴーグルを着用すること。
- (2) 使用済器材の仕分作業にあたっては、次のことに注意すること。
  - ① 破損の有無を確認すること。
  - ② 他のセットはもとより、同じ名前のセットでも一緒に仕分しないこと。
  - ③ 滅菌物定数交換伝票の員数と照合すること。
  - ④ 繊細な器材は落下防止のため安定した作業台の上に置くこと。
  - ⑤ 緊急で必要となったセット類及び院内にひとつしかない手術器材は優先的に処理すること。
- (3) 使用済器材を次の種類別、洗浄方法別に仕分けすること。
  - ① 一般器械（単品ものをいう。）
  - ② 一般セット
  - ③ 万能壺
  - ④ セッシ

- ⑤ セッシ立
  - ⑥ 硝子製注射筒 等
  - ⑦ 同じセットの手術器材であることを識別するために、手術器材の種類別及び洗浄方法別に仕分けするとともに、それぞれの洗浄バスケットに「診療科名」プレートと「番号」プレートを入れること。単品ものは単品パックであることを示す「パ」プレートを入れること。
- (4) 消毒薬については、密封などを行って冷暗所に適切に保存するとともに、開封年月日及び有効期限を確認すること。
- (5) 使用済器材の洗浄は、血液や体液などが付着した状態で洗浄処理が可能な全自動洗浄器で行うことを第一選択とすること。医療用器材等の形状や材質等の特性を考慮して全自動洗浄器での処理が適さない場合は、超音波洗浄器、減圧沸騰洗浄機、用手洗浄を選択すること。コード類は、お湯で清拭後にアルコール消毒を行うこと。

機械等	洗浄する医療用器材等
全自動洗浄器	金属製の医療用器材及び耐熱性のあるゴム製の医療用器材 (鋼製小物、人工呼吸器部品等)
超音波洗浄器	感染症患者に使用したものを除く金属製の医療用器材及び硝子製の医療用器材
減圧沸騰洗浄機	ゴム製、シリコン製の長い筒状の医療用器材及び手洗いブラシ (吸引チューブ等)
清拭	駆動式器械、カート、電気メスコード、回収用運搬容器等
用手洗浄	マイクロ器械、加圧パック

注1) 洗浄バスケット(全自動洗浄器で使用)に入れる場合は洗浄効率を考慮すること。

注2) 洗浄バスケットにセットものを入れる場合はセット単位とすること。

注3) クーパーは超音波洗浄器では洗浄しないこと。

注4) 錆及び汚れが付着している医療用器材等は、用手洗浄とすること。

注5) 清拭は消毒剤を含ませたガーゼを使用すること。

注6) 用手洗浄は洗剤を使用し水洗いすること。

注7) マイクロ器械類、特殊器械類などは、取扱いに注意すること。

- (6) 医療用器材等(鋼製小物)を錆止めし、動きをよくするため、指定した防錆剤を使用して潤滑処理を行うこと。
- (7) すすぎの際は、純水、水道水等の清浄な水で行うこと。最終すすぎは純水で行うこと。
- (8) 洗浄した医療用器材等は乾燥器を使用して乾燥させること。チューブ類や筒状のものは、エアで内腔を通気した後、乾燥器に入れること。ただし、医療用器材等の特性により、乾燥器を使用できないものは、自然乾燥を行うこと。

## 7 一般器材の包装(検査、組立を含む)は、次のとおり行うこと。

- (1) 洗浄が終了した医療用器材等を組み立てる際は、次の検査を行うこと。
- ① 員数
  - ② 汚れ、錆などの付着物
  - ③ 変形、曲がり等の破損
  - ④ 剪刀類の切れ具合
  - ⑤ ネジなどの緩み具合

- ⑥ かみ合わせ、バネ圧、回転等の性能
  - ⑦ マイクロ器械は、拡大鏡を使用して検査すること。また、サージアトームやハイスピードドリル等の駆動式器械の点検、空運転は、手術室で行うものであること
  - ⑧ 手術器材のセットの組立確認は、組立を行った者とは別の者が行うこと。ただし、午後5時15分以降は一人で組立、確認を行うこと。
- (2) 前号の検査の結果、医療用器材等に不具合が発見された場合は、所定の修繕依頼伝票により、修繕担当部署に修理を依頼すること。
- (3) 滅菌後に医療用器材等が汚染されないよう、次の方法により適切に包装し、滅菌を行うこと。
- ① 定数物品
    - (ア) 一般器械等の単品ものは、滅菌バックに器材名、規格等を記入し、シーラー後に有効期限を確認すること。
    - (イ) 一般セットは、必要な医療用器材等を取り揃え、包装後にセット名と有効期限を記入すること。
  - ② 依頼物品
    - (ア) 滅菌バックに部署名、器材名、規格等を記入し、シーラー後に有効期限を確認すること。
    - (イ) 急患室と救命救急センターの依頼物品は、滅菌バックに滅菌依頼日を記入すること。

包装の種類	滅菌有効期間
コンテナ	6か月
滅菌バック	手術室は6か月。その他の部署は3か月。
カスト	1週間
布包み	2週間
不織布	1回包は1か月。2回包は3か月。

- ③ 手術器械
    - (ア) 単品（個別包装）は、滅菌バックに診療科名、器材名、規格等を記入し、シーラー後に滅菌日を確認すること。ただし、器材名を記した金属製プレートを使用する場合は、滅菌バックに診療科名等を記入する必要はない。
    - (イ) セットは、コンテナや布包み等で包装し、セット名、滅菌日を包装に記入すること。
- 8 医療用器材等の滅菌は、次のとおり行うこと。
- (1) 医療用器材等の特性に合わせて、高圧蒸気滅菌又はエチレンオキシドガス滅菌ステラッド滅菌のいずれかを選択すること。
  - (2) 滅菌機器が正常に作動していることを確認するため、滅菌時には、滅菌機器内の温度、ガス濃度、圧力等をチェックすること。
  - (3) 滅菌機器内には乾燥させた医療用器材等を入れ、滅菌機器の容積一杯に詰め込まないこと。
  - (4) エチレンオキシドガス滅菌の実施にあたっては、扉の締め付けを確実にしガス漏れがないようにするとともに、滅菌後はエアレーションを十分行うなど、医療用器材等の安全性の確保及び作業環境の汚染防止に留意すること。

- 9 滅菌済の確認と表示は、次のとおり行うこと。

- (1) 化学的インジケータによる滅菌済の確認は、セット包装ごとにインジケータを貼付、挿入し、滅菌を実施するごとに行うこと。さらにインジケータを包装したモニターパックを作成し、滅菌機器内の蒸気及びガスが通りにくい位置に置くことにより、滅菌機器内での滅菌条件を確認し記録すること。なお、当該インジケータの変色条件を十分把握した上で確認すること。
- (2) 生物学的インジケータによる滅菌済の確認は、滅菌機器ごとに少なくとも週の最初の機器使用時に行うこと。その際は、インジケータを包装したモニターパックを滅菌機器内の蒸気及びガスが通りにくいと考えられる所に数か所置くこと。
- (3) ステラッド滅菌は運転毎に生物学的にインジケータによる滅菌確認を行う。
- (4) 業務責任者と副業務責任者は、滅菌機器の物理的インジケータ、化学的インジケータ、生物学的インジケータにより、確実に滅菌されているかを確認した上で供給指示を出すこと。業務責任者又は副業務責任者のいずれかが不在の場合は、当該業務に精通した従事者が確認に加わること。
- (5) エチレンオキシドガス滅菌の場合は、物理的インジケータ、化学的インジケータ、生物学的インジケータの全てのインジケータで確実に滅菌が行われていることを確認すること。
- (6) 業務責任者は、滅菌確認項目で異常や不具合等が認められた場合は、速やかに看護局及び契約担当部署に報告し、原因の追究を行うこと。滅菌機器に異常が認められる場合は、速やかにメンテナンス業者に連絡すること。
- (7) 滅菌実施機器等を特定できるよう、滅菌済の医療用器材等（以下「滅菌物」という。）の包装ごとに、滅菌を行った年月日、滅菌を行った機器及び機器ごとの実施順序が判別できるようにしておくこと。
- (8) 高圧蒸気滅菌器の性能をチェックするため、重ね合せた布製品の中心部の滅菌が完全かどうか検知するボウイー・ディックテストを滅菌機器ごとに少なくとも週の最初の稼動時に行うこと。

#### 10 滅菌物の整理・保管は、次のとおり行うこと。

- (1) 既滅菌室で作業に当たる者は、ディスポーザブルのマスク、帽子を着用した上で既滅菌室に入ること。
- (2) 滅菌物を滅菌機器から取出し、化学的インジケータで確実な滅菌が行われたかを確認すること。
- (3) 個々の滅菌物の包装に破れや汚れ等の不具合がないか確認すること。
- (4) 滅菌物は、いつでも部署に供給できるよう、単品又はセットにして、既滅菌室の所定の保管棚に一定数を在庫しておくこと。
- (5) 各診療科の術式に応じて、滅菌物（コンテナ、布包みになるものを除く）やディスポーザブルの診療材料（針、縫合糸等）をビニール袋等にパック詰めしたもの（以下「プロシージャ－」という。）を既滅菌室の所定の保管棚に一定数を在庫しておくこと
- (6) 手術室で必要な複数の衛生材料をビニール袋にパック詰めしたものを既滅菌室の所定の保管棚に一定数を在庫しておくこと。

#### 11 一般器材の運搬（供給）は、次のとおり行うこと。

- (1) 滅菌物の供給作業に従事する者は、ディスポーザブルのマスク、帽子など適切な防護用具を着用し、既滅菌室に入室すること。
- (2) 既滅菌室に在庫のある医療用器材等（定数物品及び臨時請求物品）
  - ① 各部署から回収した滅菌物定数交換伝票及び臨時請求伝票を洗浄室のファックスから既滅菌室のファックスに送信すること。
  - ② 既滅菌室にいる従事者は、滅菌物定数交換伝票及び臨時請求伝票の写しに基づき、供給準備を行うこと。
  - ③ 滅菌物を保管棚から取り出し、供給用運搬容器に入れること。
  - ④ 滅菌物を揃えた者とは別の者が、滅菌物定数交換伝票及び臨時請求伝票の写しと供給器材を照合すること。
- (3) 既滅菌室に在庫のない医療用器材等（依頼物品）
  - ① 各部署から回収した依頼滅菌伝票を洗浄室のファックスから既滅菌室のファックスに送信すること。
  - ② 既滅菌室の従事者は、依頼滅菌伝票の写しに基づき、供給準備を行うこと。
  - ③ 滅菌物（依頼物品）を滅菌機器から取り出し、供給用運搬容器に入れること。
  - ④ 滅菌物を揃えた者とは別の者が、依頼滅菌伝票の写しと供給器材を照合すること。
- (4) 定数物品及び依頼物品の入った供給用運搬容器を定時搬送用のパスボックスに入れること。ただし、臨時請求物品は、臨時供給用のパスボックスに入れること。
- (5) 運搬容器及び密閉式の運搬カートを使用して運搬（供給）すること。
- (6) 供給用の運搬容器及び密閉式の運搬カートは、専用のもを用いること。
- (7) 滅菌物の供給時は、滅菌物の入った供給用運搬容器と空の供給用運搬容器を交換すること。供給の際は、部署担当者の立会いのもとで滅菌物の員数と伝票の員数を照合すること。
- (8) 滅菌物の定時供給は次により行うこと。

定時供給時間帯	定 時 供 給 部 署
午前10時30分から 正午まで	血管撮影造影室、婦人科外来、眼科外来 耳鼻咽喉科外来
午前11時から 正午まで	急患室、7階病棟から3階病棟、周産期センター、新周産期センター、集中治療室、救命救急センター
午後3時30分から 午後5時まで	放射線操作ホール、中央処置室、外来（外科、心臓外科、脳神経外科、整形外科、消化器内科、内分泌糖尿病科、循環器科、神経内科）集中治療室、救命救急センター、総合診療科
	外来（歯科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科）、透析室、周産期外来、緩和ケア病棟
	泌尿器科外来、血管撮影造影室

- (9) 滅菌物の臨時供給は、業務時間内のみ対応するものとし、臨時供給を依頼した部署の看護師等が臨時供給用のパスボックスに受け取りに来るものとする。ただし、状況に応じて、従事者が依頼部署まで運搬（供給）すること。
- (10) 既滅菌室に在庫のある手術器材
  - ① 手術室のクリーンルーム担当の看護師が、手術予定表に基づき作成した手術器材請求表（コンテナ、圧布セット、フローシージャー、衛生材料、麻酔用器材）を、直接、既滅菌室に持ってくるので、その供給準備を行うこと。

- ② 手術器材請求表の滅菌物を保管棚等から取り出し、供給用専用台車に取り揃えること。
- (11) 院内にひとつしかない手術器材や高圧蒸気滅菌により滅菌した手術器材は、確実に滅菌されたことが確認されしだい、供給専用台車に取り揃えること。
- (12) 手術器材請求表と専用台車の内容を照合すること。
- (13) 照合が完了次第、滅菌物を手術室のクリーンルームに専用のエレベーターを利用して搬送すること。
- (14) 滅菌物ごとに所定の保管場所に補充すること。

滅菌物の種類	保管場所及び補充方法等
コンテナ	供給用専用台車に載せたままクリーンルームに置いていくこと。
圧布類（布包み）	供給用専用台車に載せたままクリーンルームに置いていくこと。
カスト	専用棚の所定の場所に補充すること。
洗面器（布包み）	専用棚に補充すること。
セット（滅菌バック、布包み、ビニール袋）	プロシージャーは、供給用専用台車に載せたままクリーンルームに置いていくこと。その他のものは、専用棚の所定の場所に補充すること。
滅菌バック（個別包装）	各診療科の保管棚の所定の場所に補充すること。使用中若しくは滅菌中の手術器材の員数を管理するため、札を利用しているので、補充する際には札をつけて補充すること。
衛生材料（滅菌バック）	各診療科の保管棚の所定の場所に補充すること。

- (15) 中央滅菌材料室から供給した滅菌物は、手術室のクリーンルーム担当の看護師が術式ごとに必要なものを器械台に取り揃え、大圧布で覆っているため、供給時に間違っ触れないように注意すること。

## 1.2 内視鏡洗浄等業務

履行場所における軟性内視鏡（以下「内視鏡」という。）及び内視鏡関連処置具・滅菌物等の洗浄及び管理を行うこと。本業務については、次に掲げる事項のほか、原則「八戸市立市民病院内視鏡感染管理マニュアル」（別添〇〇〇〇）に基づき、業務を行うこと。

### (1) 洗浄業務

- ① 内視鏡を洗浄する際は、内視鏡専用の洗浄消毒器を用いて洗浄すること。
- ② 定期的に洗浄評価を行うこと。
- ③ 洗浄後の乾燥は乾燥機で行い、汚れ・破損等を確認すること。

### (2) 回収・搬送業務

- ① 洗浄依頼の内視鏡器材は各部署において中央滅菌材料室へ依頼する。
- ② 洗浄した内視鏡器材を各部署へ専用ケースを用いて搬送を行う。

### (3) 感染管理対策業務

最新の内視鏡の洗浄消毒に関するガイドラインに沿った改善を継続的に行うこと。また、その結果を発注者に報告すること。

## 1.3 ダヴィンチシステム使用器材洗浄業務

### (1) 受付時間

カメラエンドスコープ：19時30分まで（洗浄機からの取出しは手術室へ依頼）

インストゥルメント鉗子・ダヴィンチアクセサリー類：18時30分まで

(2) 洗浄業務

- ① インストゥルメント洗浄
- ② カメラエンドスコープ（内視鏡スコープ）の洗浄
- ③ ダヴィンチアクセサリー類の洗浄

1.4 作業日誌等は、次のとおり行うこと。

- (1) 使用済器材や滅菌物の受取・引渡記録として使用する滅菌物定数交換伝票には、作業年月日、部署名、部署担当者名、医療用器材等の品目と数量が記載されていることを確認し、作業担当者名を記入すること。
- (2) 滅菌業務作業日誌には、作業年月日、使用滅菌機器名、滅菌開始時刻、滅菌終了時刻、運転プログラム及び作業担当者名が、滅菌を行うごとに記載されていること。あわせて、滅菌機器内の時間、温度、ガス濃度、圧力等の自記記録が貼付され、滅菌の確認記録としては、化学的インジケーターが貼付され、生物学的インジケーターによる判定が記録されていること。
- (3) 滅菌機器等の保守点検作業記録には、滅菌機器等ごとに、常時及び定期的に行う保守点検作業について、保守点検項目、作業年月日及び点検作業員名が記載されているとともに、保守点検業者による保守点検結果が記録されていること。

第2 中央滅菌材料室の管理業務

1 滅菌消毒業務を円滑に行うため、次項以下に定める業務を行うとともに、必要と思われる業務を実施すること。

2 環境維持業務として次のことを行うこと。

(1) 各区域の特性に応じた整理整頓を毎日実施すること。

区域	場所（工程）
清潔区域	既滅菌室（保管、供給準備）
準清潔区域	組立（検査、組立、包装、滅菌）
汚染区域	洗浄室（仕分、消毒、洗浄）

(2) 毎日の業務

- ① 各作業テーブル、ワゴン車を消毒剤で清拭すること。
- ② 洗浄室のシンク槽の清掃、消毒を行うこと。
- ③ 既滅菌室の保管棚及び各種カートの清掃、消毒を行うこと。

- ④ 滅菌機器及び洗浄機器等の整備、洗浄を行うこと。
- ⑤ 回収用及び供給用の運搬容器を消毒すること。
- (3) 毎月の業務
  - ① 組立・滅菌室の未滅菌器材保管棚の清掃、消毒を行うこと。
  - ② 組立・滅菌室の作業用カゴの洗浄を行うこと。
  - ③ 回収用及び供給用の密閉式の運搬カートの消毒を行うこと。
  - ④ 各種設備の内部洗浄を行うこと。
- 3 医療用器材等の棚卸しを定期的（年2回）に実施すること。在庫予定数量と実棚卸数量の誤差の原因を追求し、その結果を看護局及び契約担当部署に報告すること。
- 4 使用実績に基づき、全部署の定数物品の品目、数量の見直しを定期的に行うこと。見直しに伴い、既滅菌室の滅菌物の在庫量を調整し適正な在庫とすること。また、必要に応じて、特定の部署の定数の見直しを行うこと。
- 5 既滅菌室内の滅菌物の滅菌有効期限を毎月点検し、滅菌有効期限が経過したものや間近なものは、滅菌処理を行うこと。
- 6 次の各種統計表を作成し、看護局及び契約担当部署に提供すること。（年度集計）
  - (1) 部署別品目別滅菌物使用実績集計表
  - (2) 部署別セット使用実績集計表
  - (3) 部署別破損・紛失実績集計表
  - (4) 手術器械・コンテナ使用実績集計表
  - (5) その他業務の運営に必要な資料
- 7 設備の保守、点検、整備を行うとともに、滅菌消毒業務の作業日誌等を作成すること。
- 8 受託業務の実施状況を、定期的（毎日、毎月、年間）に業務報告書として契約担当部署に提出すること。
- 9 手術器材の滅菌消毒業務を円滑かつ効率的に行うため、手術室との協議を毎月行うこと。
- 10 院内各部署で使用する布製品、清拭タオル等を物品購入担当部署に要求すること。
  - (1) 布製品の保管・管理を行い、院内各部署から布製品等の要求があった場合は、在庫量を考慮して物品購入担当部署に要求すること。（各部署からの要求は洗濯室を通じて行う）納品後は、それらの物品の在庫管理を行うこと。（発注回数は概ね月2～3回）
  - (2) 清拭タオル、肌下着、バスタオル、保育器用シーツ等は、納品後にマジックで「八病」と記入し、洗濯室に搬送すること。（作業時間は概ね 1月あたり 1人／5時間）

### 第3 休日出勤時の滅菌消毒業務

- 1 休日出勤時の業務は、原則として平日と同じように行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず3連休の初日の業務は、次の各号の定めに従うこと。
  - (1) 第1第4項第8号の使用済器材の回収は、次により行うこと。

回収開始時間	回収部署
午前8時30分	7階病棟から3階病棟、急患室、血管撮影造影室、内視鏡室、集中治療室、救命救急センター、周産期センター、新周産期センター、透析室

- (2) 滅菌物の供給は、前号の回収部署と同じ部署とし、供給準備が整いしだい運搬（供給）すること。
- (3) 血管撮影造影室、内視鏡室への入室は、守衛室から鍵を借用し、必要な伝票は従事者が記入すること。

#### 第4 ベッドセンターの業務

- 1 ベッドセンターでは、院内の寝床環境整備を目的として、ベッド・マットレス等の消毒、清拭、清掃、修理など、ベッドの効果的な管理及び物品の消毒業務を行うこと。
- 2 業務時間は、午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 3 ベッドセンターの作業に従事する者は、手袋、帽子など適切な防護用具を着用すること。
- 4 ベッドの定期交換等の業務は、次のとおり行うこと。

- (1) 部署からの回収が必要なベッドは、消毒済のベッドを部署まで搬送すること。

部署からの回収が必要なベッド	回収の連絡等
定期交換ベッド	部署に連絡のうえ、自主的に回収すること
感染症の患者が使用したベッド	部署からの連絡を受けて回収すること
長期入院患者のベッド	部署からの連絡を受けて回収すること
退院患者のベッド（死亡退院を除く）	部署からの連絡を受けて回収すること

- (2) 回収の際は、ベッド交換伝票に、依頼日、部署名、病室番号、部署担当者名、感染症名、マットレスの種類、サイドレールの種類が記載されていることを確認すること。
- (3) 回収したベッドを汚染区域に搬入し、マットレスを取り外し、マットレスは蒸気消毒を行うこと。蒸気消毒ができない場合は、消毒剤での清拭をすること。マットレスカバーが汚れている場合は、状況に応じて洗濯室及び指定の外注業者にクリーニングを依頼すること。
- (4) ベッドからヘッドボード、フットボード、サイドレールを取外し、本体を含めてそれぞれ消毒剤で清拭すること。
- (5) 清拭が完了したら、ベッド本体にヘッドボード、フットボード、サイドレール、マットレスを取付けること。
- (6) ベッドの組立が終了したら次の事項について検査を行うこと。
  - ① 支柱の変形の有無
  - ② モーターの異音の有無
  - ③ 通電異常の有無
  - ④ 破損の有無等
- (7) 前号の検査の結果、ベッドに不具合が発見された場合は、所定の修繕依頼伝票により、修繕担当部署に修理を依頼すること。ただし、リース物件であるベッドの不具合については、ベッドリース契約業者に連絡すること。

- (8) 組立、検査が完了したベッドは、消毒済みラベルを貼り、清潔区域内に移動・保管すること。
- 5 夜間、休日にベッドの消毒が必要になった場合は、部署の看護師がベッドセンターまで搬送するものとする。消毒済みのベッドが必要な場合は、看護師がベッド交換伝票に必要事項を記入し、ベッドセンターの清潔区域に保管してあるベッド、マットレスを持ち出すので、搬送されたベッド等については、前項に準じて消毒を行うこと。
- 6 急患室のストレッチャーの清拭、清掃は、年1回以上行うこと。
- 7 保育器の消毒業務は、次のとおり行うこと。
- (1) 周産期センター（未熟児センター）からの連絡を受けて、ベッドセンター従事者が同センターまで保育器を回収に行くこと。回収の際は、消毒依頼伝票に、依頼日、部署名、部署担当者名、消毒方法、細菌名、取扱注意事項等が記載されていることを確認すること。
  - (2) 感染症の患者に使用した保育器は、それ以外の保育器と分離して消毒を行うこと。
  - (3) 保育器を本体と付属品に分け、本体は部位により消毒剤及びアルコール等で清拭を行うこと。付属品は、消毒剤に浸漬させた後、乾燥を行うこと。
  - (4) 本体と付属品を組立後、部品の付け忘れ、動作に異常がないか検査すること。
  - (5) 検査が終了した保育器は、完了消毒日を記入したテープを貼り、専用カバーを掛け、部署所定の場所に搬送すること。
- 8 感染性リネン一次消毒は、次のとおり行うこと。
- (1) 感染性リネンとは
    - ① 血液・その他の体液・排泄物等での湿性汚染があるリネン
    - ② 湿性汚染が無くても、接触感染Aレベル・疥癬・シラミの患者が使用したリネン
  - (2) 業務の日及び業務時間は次のとおりとする。
    - ① 月曜日から金曜日まで（祝祭日及び年末年始除く）
 

通常業務時間	スタッフ不在の受入れ時間
午前8時30分から午後5時15分まで	午後5時15分から午後7時30分まで
    - ② 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始で次の区分に該当する日
 

区分	業務時間
年末年始、ゴールデンウィーク等4連休以上となる期間中の委託者が指定する日	午前8時30分から所定の業務終了まで
3連休の初日	午前8時30分から所定の業務終了まで
  - (3) 患者が使用した感染性リネンは消毒方法と仕分け区分に基づき部署の看護助手等がビニール袋に入れ部署名を記入しベッドセンターへ届ける。
  - (4) リネン消毒する際は、次の仕分けをすること。
    - ① 熱水消毒（白物）
    - ② 熱水消毒（色物）
    - ③ 次亜塩素酸消毒
    - ④ タオル類（バスタオル、清拭タオル等）
  - (5) 上記(3)のうち、部署に直接返還を希望する消毒依頼物品は、部署の看護助手等がビニール袋に入れ、専用の伝票に部署名、物品名、数量を記入のうえでビニール袋に貼り付けてベッドセンターに届ける。

- (6) 上記(3)の患者が使用した感染性リネンは、消毒後にリネン室に届けること。
- (7) 上記(5)の部署に直接返還を希望する消毒依頼物品については、消毒後に部署名を記入したビニール袋に入れて保管場所に置くとともに、ベッドセンター入口に返還する部署名が記載されたプレートを貼り付けること。